

薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件 新旧対照条文
 ○薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限る。</p> <p>(1)～(148) （略）</p> <p>(149) エリスロマイシン。ただし、外用剤（眼科用剤を除く。）を除く。</p> <p>(150) エルデカルシトール</p> <p>(151) エルトロンボパグ オラミン</p> <p>(152)～(190) （略）</p> <p>(191) カモスタット</p> <p>(192) ガランタミン</p> <p>(193) カルグトシン</p> <p>(194)～(420) （略）</p> <p>(421) ダナゾール</p>	<p>次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限る。</p> <p>(1)～(148) （略）</p> <p>(149) エリスロマイシン。ただし、外用剤（眼科用剤を除く。）を除く。</p> <p>（新設）</p> <p>(150) エルトロンボパグ オラミン</p> <p>(151)～(189) （略）</p> <p>(190) カモスタット</p> <p>（新設）</p> <p>(191) カルグトシン</p> <p>(192)～(418) （略）</p> <p>(419) ダナゾール</p>

(880)	レパグリニド
(879)	レナンピシリン
(821) § (878)	(略)
(820)	メリトラセン
(819)	メマンチン
(818)	メベンダゾール
(648) § (817)	(略)
(647)	フェプラゾン
(646)	フェブキソスタット
(645)	フェノフィブラート
(598) § (644)	(略)
(597)	ピオグリタゾン塩酸塩・メトホルミン塩酸塩
(596)	ピオグリタゾン塩酸塩・グリメピリド
(595)	ピオグリタゾン
(424) § (594)	(略)
(423)	タフルプロスト
(422)	ダビガトランエテキシラート

(873)	レナンピシリン
(815) § (872)	(略)
(814)	メリトラセン
(新設)	(新設)
(813)	メベンダゾール
(643) § (812)	(略)
(642)	フェプラゾン
(新設)	(新設)
(641)	フェノフィブラート
(594) § (640)	(略)
(593)	ピオグリタゾン塩酸塩・メトホルミン塩酸塩
(新設)	(新設)
(592)	ピオグリタゾン
(421) § (591)	(略)
(420)	タフルプロスト
(新設)	(新設)

九
(略)

(882)	(881)
§	
(903)	レフルノミド

(略)

九
(略)

(875)	(874)
§	
(896)	レフルノミド

(略)